



初期投資をサポートします



敦賀市体験観光メニュー 開発等支援事業補助金

補助額
最大

20万円

近年、旅行者のニーズが「モノ消費」から「コト消費」へと移ってきています。
そんな中で、本市ならではの地域資源を生かし、ここでしかできない体験コンテンツを開発しませんか。

リニューアルしてさらに使いやすくなりました！

リニューアルポイント

01

既存の体験メニューの
「改良」が
補助対象事業に
追加されました！

リニューアルポイント

02

経過報告書の提出が
不要になりました！

リニューアルポイント

03

開発した体験メニューの
広報をお手伝いします！



体験観光メニューとは

本市の魅力ある地域資源を活用し、体験プログラムをはじめとする取り組みを通じて、旅行者が本市の魅力を体感できる観光の形態。

お問合せ

敦賀市 まちづくり観光部 観光誘客課
〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
Tel:0770-22-8241
Mail:kankou@ton21.ne.jp



◀ 詳細はこちら

敦賀市体験観光メニュー開発等支援事業補助金 概要

目的

本市の魅力ある地域資源の掘り起こしや磨き上げを促進し、意欲ある事業者を支援することにより、旅行者の満足度向上や地域の稼ぐ力の創出を図る。

対象者

市内に活動拠点を持つ法人、団体（法人格の有無は問わない）、個人事業主とする。
※以下は対象外：政治活動、宗教活動を行うことを目的とするとき。暴力団員等であるとき。
市税に滞納があるとき。同一目的の補助事業を活用しているとき。

対象事業

体験観光メニューの新規開発、又は既存の体験観光メニューを改良する事業。
※単なるイベントや情報発信のみを目的とした事業は除く。

補助額

上限20万円まで（補助対象経費の1/2以内）

対象経費

補助対象経費は下記のとおりとする。
※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額とする。



経費区分	内容
報償費	外部講師の招へい又は外部協力者に係る謝礼金
旅費	補助対象者又は構成員、外部講師の研修やセミナーに関する交通費及び宿泊費
消耗品費	消耗品、原材料、燃料の購入経費
印刷製本費	チラシやパンフレットのデザイン及び印刷にかかる経費
通信運搬費	郵便料、送料等
広告宣伝費	新聞、雑誌等の広告に要する経費
使用料及び賃借料	機器・設備のリース及び賃借料、会議室の使用料等
委託料	事業実施に必要な外部委託に要する経費 (デザイン制作、ホームページ制作、敷地内の案内板や展示解説等の導入等)
備品購入費	機械、器具及び備品の購入経費 (体験メニューの開発又は提供のために必要不可欠な備品とする。 経常的な施設管理又は事務管理のための備品は対象外)
負担金	資格取得や知識技術習得のための研修、セミナーの参加費